

# ○沖縄県土木建築部建設工事請負業者指名基準 及び指名審査会等に関する要領

〔昭和53年7月8日  
土総第622号〕

〔沿革〕 昭和61年5月15日土総第428号、62年5月7日第329号、63年3月31日第2604号、平成5年4月1日第13号、6年8月15日第736号、9年7月18日第719-1号、12年6月7日第640号、16年9月3日第1471号改正、17年3月31日改正、17年12月12日改正、18年4月3日改正、19年3月9日改正、22年3月17日改正、23年3月28日改正、25年3月15日改正、26年3月31日改正、26年7月2日改正、27年3月13日改正

(目的)

**第1条** この要領は、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号。以下「規程」という。）第17条に基づき、土木建築部が発注する工事に係る指名基準及び指名審査会等について必要な事項を定め、もって建設工事の適正な発注並びに円滑な実施を図ることを目的とする。

(指名基準)

**第2条** 工事を指名競争に付する場合は、規程第5条第1項に規定する建設工事入札参加資格者名簿に登載された有資格者（以下「有資格者」という。）の中から、次の各号に定めるところにより、当該年度における指名及び受注の状況を勘案のうえ、指名が特定の有資格者に偏しないようにしなければならない。

(1) 選定に際しては、別表第2に定める当該発注予定工事の設計金額に相応する等級に属する者の中から指名することとする。ただし、事情により当該等級を基準として、一級直近の上位又は下位の等級の有資格者を指名することができる。この場合において、指名業者数の3分の2を超えて直近の上位又は下位の等級該当者を選定できないものとする。

(2) 指名業者数は、当該発注予定工事の設計金額により、別表第3に定める数を標準とする。

(3) 選定に際しては、別表第1の基準により、次の事項に留意することとする。

- イ 経営及び信用の状況
- ロ 当該工事の施工についての技術的適正
- ハ 当該工事に対する地理的条件
- ニ 手持ち工事の状況
- ホ 保有機械の状況
- ヘ 不誠実な行為の有無
- ト その他当該工事についての適否

(4) 特別な技術を要する工事、災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事、その他特に必要があると次条に規定する指名審査会において認められた場合は、前各号の規定に係わらず、有資格者の中から指名することができるものとする。

(指名審査会)

**第3条** 土木建築部（以下「部」という。）、主務課及び出先機関に指名審査会（以下「審

査会」という。)を設置する。

2 工事を指名競争に付する場合には、あらかじめ次条に規定する事項について審査会の審議を経なければならない。

3 本庁における部の審査会の対象工事は、本庁において執行する設計金額5千万円以上の工事とし、主務課においては設計金額5千万円未満の工事とする。ただし、特に必要と認める場合は、本文に規定する設計金額未満の工事についても部の審査会の審議の対象とすることができる。

(所掌事務)

**第3条の2** 審査会は、工事の発注方法、入札公告における資格要件の適否、入札に参加する者の選定その他工事の発注について必要な事項の審議を行う。

(審査会の構成及び運営)

**第4条** 本庁における部の審査会は、土木建築部長、土木企画統括監、土木整備統括監、建築都市統括監、土木総務課長、技術・建設業課長、事業管理監、建設業指導契約監及び当該事業の主務課長をもって構成する。

2 本庁における部の審査会の運営は、次のとおりとする。

(1) 土木建築部長を会長とし、会長が会務を総括する。

(2) 会長に事故あるとき又は会長がやむを得ない理由があると認めるときは、あらかじめ会長が指名した順位により、統括監がその職務を代理する。

(3) 審査会が必要と認める場合は、他の職員を参加させることができる。

3 主務課においては、主務課長を会長とし、主務課長が別に定める者をもって審査会を構成する。

4 土木建築部出先機関においては、所長及び所長が別に定める者をもって審査会を構成する。

出先機関における審査会の運営については、第2項第1号から第3号の規定を準用する。この場合、第1号中「土木建築部長」を「所長」と、第2号中「統括監」を「会長が指名した者」と読み替える。

(審査会の定足数)

**第5条** 審査会は、構成員の過半数をもって成立する。

(審査会の開催)

**第6条** 審査会は、毎週月曜日に開催する。ただし、必要があるときは、随時開催することができる。

(指名推薦書の提出)

**第7条** 第3条に基づき、本庁に設置した部の審査会に諮る場合においては、主務課長又は出先機関の長は、指名推薦書(第1号様式)を、審査会会長あて提出しなければならない。

2 主務課の審査会に諮る場合においては、指名推薦書(第1号様式)を、審査会会長あて提出しなければならない。

(秘密の保持)

**第8条** 関係職員は、本業務遂行上知り得た職務上の秘密を保持しなければならない。

(審査会の庶務)

**第9条** 審査会の庶務は、部の審査会においては技術・建設業課、主務課においては、主務課長が指定した者、出先機関においては所長が指定した者が行う。

(その他)

**第10条** この要領に定めるもののほか、指名業者の選定に関し指名に関し必要な事項は土木建築部長が審査会に諮って定める。

**附 則**

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成6年8月15日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成9年7月18日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成12年6月7日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成16年9月3日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成18年1月4日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成18年4月3日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成26年7月15日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

指名基準の運用基準

指名基準	留意事項
1 経営及び信用の状況	<p>以下の事項に該当する場合は指名しないこと。</p> <p>(1) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められること。</p> <p>(2) 本県各部局所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除措置があり、当該状況が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。</p>
2 当該工事施工について技術的適正	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事と同種工事についての施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p>
3 当該に対する地理的条件	<p>本店又は建設業法に基づく許可を得た本店・支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
4 手持工事の状況	<p>工事の手持状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 保有機械の状況	<p>掘削機械、トラクター類、運搬機械、船舶等の重量、建設機械による作業又は特殊な工事は機械の保有について勘案すること。</p>
6 その他不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は指名しないこと。</p> <p>(1) 本県発注工事に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。</p> <p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不</p>

誠実であること。

イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

(2) 本県発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに、請負者として不適当であると認められること。

(3) 賃金不払に関する通報が関係行政機関からあり、当該状態が継続している場合であって明らかに、請負者として不適当であると認められること。

別表第2（第2条関係）

発注の標準となる請負工事金額

等級	業種別	土木一式工事及び 建築一式工事	電気工事、管工事、 その他	ほ装工事
	金額	請負工事金額	請負工事金額	請負工事金額
特 A 級		1億5千万円以上		
A 級		5千万円以上 1億5千万円未満	1千5百万円以上	1千5百万円以上
B 級		2千5百万円以上 5千万円未満	6百万円以上 1千5百万円未満	1千5百万円未満
C 級		1千万円以上 2千5百万円未満	6百万円未満	
D 級		1千万円未満		

別表第3（第2条関係）

工事請負業者指名人数表

業種別 金額	区 分			
	土木一式工事 及び 建築一式工事	等級	電気工事、管工 事、その他	等級
1億5千万円以上	21名	特A	—	—
5千万円以上1億5千万円未満	18名	A	—	—
2千5百万円以上5千万円未満	15名	B	—	—
1千万円以上 2千5百万円未満	15名	C	—	—
1千万円未満	15名	D	—	—
1千5百万円以上	—	—	15名	A
6百万円以上1千5百万円未満	—	—	15名	B
6百万円未満	—	—	15名	C

業種別 金額	ほ装工事	等級
1千5百万円以上	15名	A
1千5百万円未満	15名	B

第 1 号様式（第 7 条関係）

# 建設業者指名推薦書

所・課長名	印
-------	---

工事名						工事場所																			
工事概要						工種		対象等級	特 A A B C D E																
	等級	許可番号	商号	代表者	所在地	電話番号	最寄に他の 工事施工中 の	件 手持 工事 の数	前 回 ま だ の 指 名 回 数	(備考)															

## 記入上の注意事項

### 1 ” 工事概要 ” 欄

工期、設計額のほか当該工事の概要について記入すること。

### 2 ” 工種 ” 欄

「建設工事入札参加資格者名簿」の中で分類されている28業種のうち該当する業種を符号で記入すること。

例：土木工事業→土

建築工事業→建

ほ装工事業→ほ

### 3 ” 対象等級 ” 欄

該当する等級を○でかこむこと。

### 4 ” 商号 ” 欄

法人の場合は、法人の区別まで記入すること。

例：株式会社は(株)、合資会社は(資)等

### 5 ” 所在地 ” 欄

推薦業者について、市町村名を記入すること。

### 6 ” 電話番号 ” 欄

下8桁を記入すること。

### 7 ” 最寄に他の工事施工中 ” 欄

推薦業者について、○×で記入すること。

### 8 ” 手持工事の件数 ” 欄

各発注課(所)の手持工事の件数を記入すること。

### 9 ” 前回までの指名回数 ” 欄

各発注課(所)において指名が正式に決まった分について記入すること。

### 10 ” 備考 ” 欄

当該指名推薦に係る業者についての特筆事項のほか隣接工事扱いの該否、関連工事の有無等指名審査に必要な事柄を記入すること。